



環 評 審 第 4 号  
平成 29 年 5 月 24 日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄県環境影響評価審査会  
会長 宮城 邦治



新石垣空港整備事業に係る事後調査報告書の審査について（答申）

平成 29 年 3 月 6 日付け沖縄県諮問環第 19 号で諮問のあったみだしのことについて、別添  
のとおり答申します。



新石垣空港整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

1 調査方法、評価手法について

陸域動物の個体数、サンゴ類及び海草藻場の被度（以下「個体数等」という。）の増減について、事業者は台風等の気象条件により個体数等が増減しており、事業の実施に伴う環境影響は小さいと考えるとしているが、過年度の気象条件と比較検討がされておらず、個体数等の増減要因を適切に考察していない。

については、以下のとおり、事業による影響を適切に考察させること。

- (1) 事後調査の実施に当たっては、できる限り環境影響評価時及び過年度の事後調査時と比較が可能な気象条件で事後調査に努め、気象条件による個体数等の増減などの影響をできる限り低減させ、事業による影響を適切に把握し、考察させること。また、その内容を事後調査報告書に記載させること。
- (2) 台風等の気象条件により個体数等に影響があったと考える場合は、気象条件等を過年度調査時の状況と比較させることで、気象条件等による影響の程度を考察し、その内容を事後調査報告書に記載させること。

2 陸域植物について

ガラмпネムチャについて、St.8 に移植した株は生存しておらず、また、移植地内で確認された繁殖株も減少傾向となっている。さらには、浸透ゾーン切土法面等に播種を行っているが、発芽が確認されておらず、個体群の存続が危惧される。

については、移植地及び播種を行っている場所の生育環境がガラмпネムチャの適地であるか並びに播種の方法等を再検討させること。

なお、生育環境等の検討に際しては、専門家等の助言を受け、その内容を事後調査報告書に記載させること。

3 ビオトープについて

- (1) 第1 ビオトープに設置されている遮光ネットについて、事業者は将来的に施設の管理・運営上撤去することを想定し、事後調査委員会に諮った上で決めていくとしているが、ビオトープ周辺の樹木が成長していることから、今後遮光ネットの撤去に係る草刈が必要になる等、ビオトープとして整備した環境が損なわれる恐れがある。については、遮光ネットの撤去について、整備した環境に影響がない撤去方法・時期を早急に検討させること。

なお、遮光ネットの撤去による環境変化も想定されるため、撤去前後の状況を比較できるように、撤去前の環境状況（現存植生、水質等）を整理するよう努めること。

- (2) 今後の第1 ビオトープの管理計画及び第3 ビオトープの取扱について、事後調査報

告書に記載させること。

#### 4 地下水について

16B-1 地点における地下水位の観測結果は、事前調査における最低水位を下回る日が続いているが、当該要因について事業者は、孔内洗浄では解消できない程度が目詰まりとなっている可能性があると考えており、新たな観測孔の設置、観測を行い、地下水位の把握を行うとしている。

については、新たな観測孔を設置する場合は、周辺植生等への影響に配慮するとともに、適切に地下水位の把握が行われるよう、16B-1 地点で適切に観測できなかった原因究明を行い、再発防止策を講じさせること。

#### 5 その他

(1) 本報告書は調査終了後約1年が経過してから送付されているが、事後調査報告書に対する環境保全措置の要求を今後の事後調査及び環境保全措置の内容に遅滞なく反映させるため、事後調査報告書については、調査終了後、可能な限り速やかに取りまとめて送付させること。

(2) 事後調査の結果は、事業の実施による環境影響の評価や環境保全措置の妥当性、新たな環境保全措置の必要性を検討するため、非常に重要である。本事後調査報告書では、ヤエヤマコキクガシラコウモリの冬季の休眠時期の調査結果が正しく表記されておらず、また、誤字及び文章の重複等も散見されたため、今後の事後調査報告書は、複数回の見直しを行い、細心の注意を払って作成させること。

(3) 平成27年5月7日に確認されている事業実施区域西側緑地帯における窪地について、発生原因を究明するとともに、事業の影響を考察し、事後調査報告書に記載させること。